

30都市建企第298号  
平成30年6月26日

建築関係団体 御中

東京都都市整備局市街地建築部長  
(公印省略)

「JISA5308（レディーミクストコンクリート）-2014」の取扱いについて（通知）

平成30年6月14日付国土交通省告示第750号の施行に伴い、「JISA5308（レディーミクストコンクリート）-2014」の取扱いについて、以下のとおり通知します。

建築基準法（以下「法」という。）第37条において、国土交通大臣が定める建築材料（以下「指定建築材料」という。）については、「国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの」（第1号）又は「国土交通大臣の認定を受けたもの」（第2号）にしなければならないと規定しています。

このうち、指定建築材料であるコンクリートについては、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」（平成12年建設省告示第1446号。以下「材料告示」という。）別表第1において、適合すべき品質基準が定められています。

このことについて、都は、平成28年7月8日付28都市建企第295号「「JISA5308（レディーミクストコンクリート）-2014」の取扱いについて（通知）」において、建築物の主要構造部等に用いるコンクリートに回収骨材を使用する場合は、法第37条第1号に不適合となる旨を通知しています。

しかし、この度、平成30年6月14日付国土交通省告示第750号の施行により材料告示が改正され、「JISA5308（レディーミクストコンクリート）-2014」に従って品質管理された回収骨材を用いたコンクリートを、大臣認定を受けることなく使用できるようになったことから、本通知をもって、28都市建企第295号は廃止します。

これに伴い、今後、建築物の主要構造部等に用いるレディーミクストコンクリートに回収骨材を使用しても、「JISA5308（レディーミクストコンクリート）-2014」に定める品質基準を満たせば、法第37条第1号に適合することとなります。

担当：東京都都市整備局市街地建築部  
建築企画課建築担当 宮崎  
電話 03-5388-3343